

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

[2025年12月1日現在]

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人社団哺育会
代表者(役職・氏名)	理事長 浪川 浩明
所在地・電話番号	東京都台東区今戸2丁目26番15号 / 03-3876-1711
法人の設立年月日	昭和36年7月19日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	訪問看護ステーション ルピナス
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
指定事業所番号	1462690295
所在地	〒252-0132 神奈川県相模原市緑区橋本台4丁目3番5号
電話番号	042-713-1200
FAX番号	042-713-1201
通常の事業実施地域	相模原市中央区の一部(下九沢、上九沢、南橋本、大山町、小山、宮下、宮下本町、向陽町、すすきの町、氷川町、相模原、清新、小町通、中央、横山、横山台、上溝、田名、水郷田名)、緑区の一部(下九沢、田名、橋本、西橋本、東橋本、橋本台、元橋本町、相原、二本松、大島、向原、久保沢、原宿、原宿南、町屋、広田、川尻、谷ヶ原、若葉台、城山、中沢、葉山島、小倉、太井)、東京都町田市の一部(相原町、小山ヶ丘)の区域とする

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで (祝日、12月31日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時00分まで ただし、契約内容により24時間対応可能な体制を整えます。

(3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人
看護師等	・指定訪問看護等の提供に当たります。 ・看護職員(准看護師を除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成します。 ・理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が連携して作成します。	看護師 常勤 7人 非常勤 0人 理学療法士等 常勤 1人 非常勤 1人

3 事業の運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

4 サービス内容

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

5 利用料、その他の費用の額〔介護保険〕

(1)介護保険による訪問看護の利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.84円(4級地)

ア 基本利用料

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	単位数 <10.84>	利用者負担額(円)			
		10割	1割	2割	3割
20分未満	314	3,403 円	341 円	681 円	1,021 円
20分以上30分未満	471	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円
30分以上1時間未満	823	8,921 円	893 円	1,785 円	2,677 円
1時間以上1時間30分未満	1,128	12,227 円	1,223 円	2,446 円	3,669 円

<定期巡回・随時対応型訪問介護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合>

1回当たりの所要時間	単位数 <10.84>	利用者負担額(円)			
		10割	1割	2割	3割
月額包括報酬 要介護1～要介護4	2,961	32,097 円	3,210 円	6,420 円	9,630 円
月額包括報酬 要介護5	3,761	40,769 円	4,077 円	8,154 円	12,231 円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	単位数 <10.84>	利用者負担額(円)			
		10割	1割	2割	3割
20分以上(1回につき)	294	3,186 円	319 円	638 円	956 円
20分以上(1日2回を超えた場合)	265	2,872 円	288 円	575 円	862 円

※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けのものになります。
※事業所全体で、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、又は算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(I)(II)、特別管理加算(I)(II)、看護体制強化加算(I)(II)のいずれも算定していない場合は8単位の減算が適用されます。

＜同一建物居住の場合の減算＞

要件	利用者負担額
1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する利用者に対して 訪問看護を行った場合	所定単位数の 90/100
1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する利用者に対して 訪問看護を行った場合	所定単位数の 85/100

(注)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.84円(4級地)

加算の種類	要件	単位数 【10.84】	利用者負担額(円)			
			10割	1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間(18時～22時)早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	基本利用料の25%(1回につき)				
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	基本利用料の50%(1回につき)				
緊急時訪問看護 加算(I) ※看護業務の負 担軽減体制整備 あり	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき)	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
緊急時訪問看護 加算(II)	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき)	574	6,222円	623円	1,245円	1,867円
複数名訪問加算 (I)	複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	254	2,753円	276円	551円	826円
	複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	402	4,357円	436円	872円	1,308円

複数名訪問加算 (Ⅱ)	看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	201	2,178円	218円	436円	654円
	看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	317	3,436円	344円	688円	1,031円
長時間訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	300	3,252円	326円	651円	976円
特別管理加算 (Ⅰ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	500	5,420円	542円	1,084円	1,626円
特別管理加算 (Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	250	2,710円	271円	542円	813円
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を修了した看護師による計画的な管理を行った場合(1月につき)	250	2,710円	271円	542円	813円
口腔連携強化 加算	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関、介護支援相談員に情報提供した場合(1月につき)	50	542円	55円	109円	163円
ターミナル ケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	2500	27,100円	2,710円	5,420円	8,130円
初回加算(Ⅰ) (退院日)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	350	3,794円	380円	759円	1,139円
初回加算(Ⅱ) (退院日以降)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	300	3,252円	326円	651円	976円

退院時共同指導 加算	退院・退所にあたり当該施設の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を提供し、退院・退所後に初回の訪問看護を行った場合 (退院・退所につき1回)	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
看護介護職員連携強化加算	訪問介護員等に対し、喀痰吸引等の業務が円滑に行われるよう支援を行った場合 (1月につき)	250	2,710円	271円	542円	813円
看護体制強化 加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合(1月につき)	550	5,962円	597円	1,193円	1,789円
看護体制強化 加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合(1月につき)	200	2,168円	217円	434円	651円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	6	65円	7円	13円	20円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	3	32円	4円	7円	10円

(2)介護保険による介護予防訪問看護の利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.84円(4級地)

ア 基本利用料

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回当りの所要時間	単位数 <10.84>	利用者負担額(円)			
		10割	1割	2割	3割
20分未満	303	3,284 円	329 円	657 円	986 円
20分以上30分未満	451	4,888 円	489 円	978 円	1,467 円
30分以上1時間未満	794	8,606 円	861 円	1,722 円	2,582 円
1時間以上1時間30分未満	1,090	11,815 円	1,182 円	2,363 円	3,545 円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

1回当りの所要時間	単位数 <10.84>	利用者負担額(円)			
		10割	1割	2割	3割
20分以上(1回につき)	284	3,078 円	308 円	616 円	924 円
20分以上(1日2回を超えた場合)	142	1,539 円	154 円	308 円	462 円

※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けのものになります。

※利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合は、上記所定単位数より5単位減算いたします。

※事業所全体で、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、又は算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)、看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれも算定していない場合は8単位の減算(12月を超えて実施する場合更に15単位)が適用されます。

＜同一建物居住の場合の減算＞

要件	利用者負担額
1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する利用者に対して 訪問看護を行った場合	所定単位数の90/100
1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する利用者に対して 訪問看護を行った場合	所定単位数の85/100

(注)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.84円(4級地)

加算の種類	要件	単位数 <10.84>	利用者負担額(円)			
			10割	1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間(18時～22時)早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	基本利用料の25%(1回につき)				
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	基本利用料の50%(1回につき)				
緊急時訪問看護加算(I) ※看護業務の負担軽減体制整備あり	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき)	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
緊急時訪問看護加算(II)	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき)	574	6,222円	623円	1,245円	1,867円
複数名訪問加算(I)	複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	254	2,753円	276円	551円	826円
複数名訪問加算(I)	複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	402	4,357円	436円	872円	1,308円

複数名訪問加算(Ⅱ)	看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	201	2,178円	218円	436円	654円
	看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	317	3,436円	344円	688円	1,031円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	300	3,252円	326円	651円	976円
特別管理加算(Ⅰ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	500	5,420円	542円	1,084円	1,626円
特別管理加算(Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	250	2,710円	271円	542円	813円
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を修了した看護師による計画的な管理を行った場合(1月につき)	250	2,710円	271円	542円	813円
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関、介護支援相談員に情報提供した場合(1月につき)	50	542円	55円	109円	163円
初回加算(Ⅰ) (退院日)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	350	3,794円	380円	759円	1,139円
初回加算(Ⅱ) (退院日以降)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	300	3,252円	326円	651円	976円
退院時共同指導加算	退院・退所にあたり当該施設の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を提供し、退院・退所後に初回の訪問看護を行った場合(退院・退所につき1回)	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
看護体制強化加算	厚生労働大臣が定める医療ニーズの高い利用者への訪問看護の	100	1,084円	109円	217円	326円

	提供体制を強化した場合 (1月につき)					
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	6	65円	7円	13円	20円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	3	32円	4円	7円	10円

(4) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、看護師等訪問するための交通費の実費をご負担いただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、5キロメートル未満220円を請求します。

(5) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日の午後5時30分までにご連絡があった場合	無料
利用予定日の当日にご連絡があった場合	基本利用料の100%
利用予定日の当日にご連絡がない場合	基本利用料の100%

(6) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

利用料の種類	要件等	料金
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合	11,000円 (税込み)

6 利用料、その他の費用の額〔医療保険〕

(1) 医療保険による訪問看護の利用料

健康保険法・国民健康法・後期高齢者医療に基づき利用者より所定の額(1割～3割)を徴収いたします。
各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料が減免又は免除されます。

ア 基本利用料①(訪問看護基本療養費)

基本療養費	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (保健師・助産師・看護師による場合)	週3日目まで 6,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降 6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (准看護師による場合)	週3日目まで 5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週4日目以降 6,050円	605円	1,210円	1,815円
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合)		5,550円	555円	1,110円
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・褥瘡・人工肛門・人工膀胱ケアに関する研修を受けた看護師による場合)		12,850円	1,285円	2,570円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) (保健師・助産師・看護師による場合)	同一日に 2人まで 週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円	555円 655円	1,110円 1,310円	1,665円 1,965円
	同一日に 3人以上 週3日目まで 2,780円 週4日目以降 3,280円	278円 328円	556円 656円	834円 984円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) (准看護師による場合)	同一日に 2人まで 週3日目まで 5,050円 週4日目以降 6,050円	505円 605円	1,010円 1,210円	1,515円 1,815円
	同一日に 3人以上 週3日目まで 2,530円 週4日目以降 3,030円	253円 303円	506円 606円	759円 909円

訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 による場合)	同日に 2 人まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	同日に 3 人以上	2,780 円	278 円	556 円	834 円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・ 褥瘡・人工肛門・人工膀胱ケアに関する 研修を受けた看護師による場合)		12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	入院中の外泊時	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

イ 基本利用料②(訪問看護管理療養費)

基本療養費		月の初日	基本利用料	利用者負担額(円)		
			(円)	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費		機能強化型 1	13,230 円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
		機能強化型 2	10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円
		機能強化型 3	8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円
		従来型	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
	2 日以降	管理療養費 1	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		管理療養費 2	2,500 円	250 円	500 円	750 円

ウ 加算及びその他の療養費(対象の方のみ)

項目			基本利 用料	利用者負担額(円)		
			(円)	1割	2割	3割
① 24 時間対応体制加算 (月 1 回)		負担軽減取組実施	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
		上記以外	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
② 緊急訪問看護加算 (1 日につき)		月 14 日目まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
		月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
③ 夜間・早朝訪問看護加算 (1 回につき)		夜間(18 時～22 時)	2,100 円	210 円	420 円	630 円
		早朝(6 時～8 時)				
④ 深夜訪問看護加算 (1 回につき)		深夜(22 時～翌朝 6 時)	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
⑤ 特別管理加算(I) (月 1 回)			5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円

⑥	特別管理加算(Ⅱ) (月1回)		2,500円	250円	500円	750円	
⑦	難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物内 1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物内 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日3回以上	同一建物内 1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
			同一建物内 3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
⑧	複数名訪問看護加算	看護師等の場合 (週1日)	同一建物内 1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物内 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		准看護師等の場合 (週1日)	同一建物内 1人又は2人	3,800円	380円	760円	1,140円
			同一建物内 3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
		その他職員の場合 (看護師等・看護補助者) (週3日まで)	同一建物内 1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物内 3人以上	2,700円	270円	540円	810円
		その他職員(看護師等・ 看護補助者)の場合(別 に厚生労働大臣が定め る場合)1日1回	同一建物内 1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物内 3人以上	2,700円	270円	540円	810円
		その他職員(看護師等・ 看護補助者)の場合(別 に厚生労働大臣が定め る場合)1日2回	同一建物内 1人又は2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
			同一建物内 3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
		その他職員(看護師等・ 看護補助者)の場合(別 に厚生労働大臣が定め る場合)1日3回以上	同一建物内 1人又は2人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
			同一建物内 3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円
⑨	長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
⑩	乳幼児加算(1日につき)	重症児又は準重症児等	1,800円	180円	360円	540円	
		上記以外	1,300円	130円	260円	390円	
⑪	退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円	
		特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	

⑫	退院支援指導加算(退院日の訪問時)		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
		長時間にわたる療養上必要な指導の場合	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
⑬	在宅患者連携指導加算(月1回)		3,000 円	300 円	600 円	900 円
⑭	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)		2,000 円	200 円	400 円	600 円
⑮	看護・介護職員連携強化加算(月1回)		2,500 円	250 円	500 円	750 円
⑯	専門管理加算(月1回)		2,500 円	250 円	500 円	750 円
⑰	訪問看護ターミナル療養費 1		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
⑱	訪問看護ターミナル療養費 2	特別養護老人ホーム等	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
⑲	遠隔死亡診断補助加算		1,500 円	150 円	300 円	450 円
⑳	訪問看護情報提供療養費 1	市町村若しくは都道府県又は指定特定・指定障害児相談支援事業者	1,500 円	150 円	300 円	450 円
㉑	訪問看護情報提供療養費 2	保育所・幼稚園、義務教育学校、高等学校 等	1,500 円	150 円	300 円	450 円
㉒	訪問看護情報提供療養費 3	保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院	1,500 円	150 円	300 円	450 円
㉓	訪問看護医療 DX 情報活用加算(月1回)		50 円	5 円	10 円	15 円
㉔	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	医療従事者に対する賃金改善体制がある場合	780 円	78 円	156 円	234 円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1~18		10~500 円	1~50 円	2~100 円	3~150 円

(2) 交通費

看護師等が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

交通費の種類		料金
交通費（1回につき）	通常の事業の実施地域	無料
	通常の事業の実施地域を越えた地点より 5キロメートル未満	220円
駐車代(コインパーキング)・有料道路代・電車代		実費相当額

(3) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日の午後5時30分までにご連絡があった場合	無料
利用予定日の当日にご連絡があった場合	8,550円
利用予定日の当日にご連絡がない場合	8,550円

(4) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

利用料の種類	要件等	料金
1時間30分を超過した延長 利用料	長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算を算定する日は除く	1,500円/30分ごと
休日、営業時間以外の訪問看護 利用料	重要事項説明書に記載された営業日以外、 営業時間以外(夜間・早朝訪問看護加算又は 深夜訪問看護加算を算定する日は除く)に訪 問看護を行った場合	500円/30分ごと
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合	11,000円 (税込み)

7 利用者負担額、その他の費用の請求方法及び支払方法

(1) 請求方法

- ①利用者負担額、その他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求します。
- ②請求書は、利用月の翌月10日頃までに利用者に送付します。

(2) 支払方法

下記の方法でお支払ください。

なお、お支払いを確認しましたら、領収証をお渡しますので、必ず保管をしてください。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)

支払い方法	支払い要件等
口座振替	口座振替日 每月 28日 ※28日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日となります。

8 秘密の保持

- (1)従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- (2)利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報は用いません。
- (3)利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族や介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡とともに、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記損害賠償保険に加入しています。

保険会社名
東京海上日動火災保険株式会社

11 サービス提供に関する相談や苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。把握した内容をもとに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。苦情又は相談発生から、結果報告までの一連を記録します。

(2) 苦情相談窓口

担当	管理者 大木 久子
電話番号	042-713-1200
受付時間	午前9時00分～午後5時00分まで
受付日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月31日から1月3日までを除く)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

相模原市役所 地域包括ケア推進部 福祉基盤課 指定・指導班	042-769-9226
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係	045-329-3447

12 虐待の防止のための措置

事業者は、利用者的人権の擁護、尊厳の保持が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等を推進するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的(新入職時含む)に実施します。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。 担当者:大木久子

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

13 業務継続計画

事業所は、必要な看護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続計画の具体的な内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うことを目的に、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知を行うとともに、必要な研修及び訓練(新入職時含む)を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 身体的拘束等の適正化

事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15 感染症の予防及びまん延の防止

事業所は、当事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16 ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なサービスの提供を確保し、従業者の就業環境が害されることを防止する観点から、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 職場又は利用者等(家族・関係者含む)において行われる性的な言動・行動又は、優越的な関係を背景とした言動・行動等による著しい迷惑行為により、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確化し、従業者、利用者等に対し周知・啓発します。
- (2) 相談への対応のための窓口、担当者をあらかじめ定め、従業者に周知します。
- (3) マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取り組みを実施します。

- (4) メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して1人で対応させない等、被害者への配慮のための取り組みを実施します。

17 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
直近の実施年月日	—
評価機関の名称	—
実施結果の開示状況	—

18 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 看護師等はサービス提供の際、次の業務は行うことができません。
- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
 - ②利用者以外の家族のためのサービス提供
- (2) 看護師等に対する金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道、電気、ガス等の費用は、利用者のご負担となります。
- (5) 介護保険法の規定により、訪問看護の給付を受けることができる時は、医療保険では行わないこととなっています。ただし、要介護者等であっても、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。
- ①末期の悪性腫瘍の場合
 - ②厚生労働大臣が定める疾病等の場合〔厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
(平27. 3. 厚労告95) (平30. 3. 厚労告78改正)〕
 - ③急性増悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書を交付された場合
(指示の日から14日間を限度とする)
 - ④精神科訪問看護指示書が交付された場合(認知症が主傷病である場合は除く)

19 その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は職員の資質向上のために以下の研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備します。
- ①採用時研修 採用後1月以内に実施する。
 - ②継続研修 年1回以上実施する。
- (2) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団哺育会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

重要事項説明書の説明年月日

令和 7 年 月 日

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して重要事項を説明しました。

事業者	所在地	東京都台東区今戸2丁目26番15号
	法人名	医療法人社団哺育会
	代表者名	理事長 浪川 浩明
	事業所名	訪問看護ステーション ルピナス
	説明者氏名	大木 久子 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意し、交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

[2025年12月1日現在]

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人社団哺育会
代表者(役職・氏名)	理事長 浪川 浩明
所在地・電話番号	東京都台東区今戸2丁目26番15号 / 03-3876-1711
法人の設立年月日	昭和36年7月19日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	訪問看護ステーション ルピナス
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
指定事業所番号	1462690295
所在地	〒252-0132 神奈川県相模原市緑区橋本台4丁目3番5号
電話番号	042-713-1200
FAX番号	042-713-1201
通常の事業実施地域	相模原市中央区の一部(下九沢、上九沢、南橋本、大山町、小山、宮下、宮下本町、向陽町、すすきの町、氷川町、相模原、清新、小町通、中央、横山、横山台、上溝、田名、水郷田名)、緑区の一部(下九沢、田名、橋本、西橋本、東橋本、橋本台、元橋本町、相原、二本松、大島、向原、久保沢、原宿、原宿南、町屋、広田、川尻、谷ヶ原、若葉台、城山、中沢、葉山島、小倉、太井)、東京都町田市の一部(相原町、小山が丘)の区域とする

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで (祝日、12月31日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時00分まで ただし、契約内容により24時間対応可能な体制を整えます。

(3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人
看護師等	・指定訪問看護等の提供に当たります。 ・看護職員(准看護師を除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成します。 ・理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が連携して作成します。	看護師 常勤 7人 非常勤 0人 理学療法士等 常勤 1人 非常勤 1人

3 事業の運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

4 サービス内容

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

5 利用料、その他の費用の額〔医療保険〕

健康保険法・国民健康法・後期高齢者医療に基づき利用者より所定の額(1割～3割)を徴収いたします。

各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料が減免又は免除されます。

ア 基本利用料①(精神科訪問看護基本療養費)

基本療養費		基本利用 料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
精神科訪問看護 (保健師・看護師・作業療法士による場合)	週3日目まで30分以上の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週3日目まで30分未満の場合	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日目以降30分以上の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4日目以降30分未満の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護 (准看護師の場合)	週3日目まで30分以上の場合	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週3日目まで30分未満の場合	3,870円	387円	774円	1,161円
	週4日目以降30分以上の場合	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	週4日目以降30分未満の場合	4,720円	472円	944円	1,416円
精神科訪問看護 (保健師、看護師又は作業療法士による場合) 同一日に2人	週3日目まで30分以上の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週3日目まで30分未満の場合	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日目以降30分以上の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4日目以降30分未満の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護 (保健師、看護師又は作業療法士の場合) 同一日に3人以上	週3日目まで30分以上の場合	2,780円	278円	556円	834円
	週3日目まで30分未満の場合	2,130円	213円	426円	639円
	週4日目以降30分以上の場合	3,280円	328円	656円	984円
	週4日目以降30分未満の場合	2,550円	255円	510円	765円
精神科訪問看護 (准看護師の場合) 同一日に2人	週3日目まで30分以上の場合	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週3日目まで30分未満の場合	3,870円	387円	774円	1,161円
	週4日目以降30分以上の場合	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	週4日目以降30分未満の場合	4,720円	472円	944円	1,416円
精神科訪問看護 (准看護師の場合)	週3日目まで30分以上の場合	2,530円	253円	506円	759円
	週3日目まで30分未満の場合	1,940円	194円	388円	582円

同一日に3人以上	週4日目以降30分以上の場合	3,030円	303円	606円	909円
	週4日目以降30分未満の場合	2,360円	236円	472円	708円
精神科訪問看護 基本療養費(IV)	入院中の外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円

イ 基本利用料②(訪問看護管理療養費)

訪問看護管理療養費	基本療養費		基本利用料	利用者負担額(円)		
			(円)	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費	月の初日	機能強化型1	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
		機能強化型2	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
		機能強化型3	8,700円	870円	1,740円	2,610円
		従来型	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日以降	管理療養費1	3,000円	300円	600円	900円
		管理療養費2	2,500円	250円	500円	750円

ウ 加算及びその他の療養費(対象の方のみ)

項目	基本利用料	利用者負担額(円)		
		(円)	1割	2割
① 24時間対応体制加算 (月1回)	負担軽減取組実施	6,800円	680円	1,360円
	上記以外	6,520円	652円	1,304円
② 緊急訪問看護加算 (1日につき)	月14日目まで	2,650円	265円	530円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円
③ 夜間・早朝訪問看護加算 (1回につき)	夜間(18時~22時)	2,100円	210円	420円
	早朝(6時~8時)			
④ 深夜訪問看護加算 (1回につき)	深夜(22時~翌朝6時)	4,200円	420円	840円
⑤ 特別管理加算(I) (月1回)		5,000円	500円	1,000円
⑥ 特別管理加算(II) (月1回)		2,500円	250円	500円
⑦ 精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物内 1人又は2人	4,500円	450円
		同一建物内 3人以上	4,000円	400円

		1日3回以上	同一建物内 1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
			同一建物内 3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
⑦	複数名精神科 訪問看護加算	看護師等又は作業療法士の場合 (1日に1回の場合)	同一建物内 1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物内 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		看護師等又は作業療法士の場合 (1日に2回の場合)	同一建物内 1人又は2人	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			同一建物内 3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		看護師等又は作業療法士の場合 (1日に3回以上の場合)	同一建物内 1人又は2人	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
			同一建物内 3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
		准看護師の場合 (1日に1回の場合)	同一建物内 1人又は2人	3,800円	380円	760円	1,140円
			同一建物内 3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
		准看護師の場合 (1日に2回の場合)	同一建物内 1人又は2人	7,600円	760円	1,520円	2,280円
			同一建物内 3人以上	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		准看護師の場合 (1日に3回以上の場合)	同一建物内 1人又は2人	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
			同一建物内 3人以上	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
		看護補助者又は精神保健福祉士 (1日に3回以上の場合)	同一建物内 1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物内 3人以上	2,700円	270円	540円	810円
⑨	長時間精神科訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
⑩	退院時共同指導加算			8,000円	800円	1,600円	2,400円
		特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
⑪	退院支援指導加算 (退院日の訪問時)			6,000円	600円	1,200円	1,800円
		長時間にわたる療養上必要な指導の場合		8,400円	840円	1,680円	2,520円
⑫	在宅患者連携指導加算 (月1回)			3,000円	300円	600円	900円
⑬	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)			2,000円	200円	400円	600円

⑯	精神科重症患者支援管理連携加算(月1回)	精神科在宅患者支援管理料2のイ	8,400円	840円	1,680円	2,520円
		精神科在宅患者支援管理料2のロ	5,800円	580円	1,160円	1,740円
⑰	看護・介護職員連携強化加算(月1回)		2,500円	250円	500円	750円
⑱	専門管理加算(月1回)		2,500円	250円	500円	750円
⑲	訪問看護 ターミナル療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
⑳	訪問看護 ターミナル療養費2	特別養護老人ホーム等	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
㉑	遠隔死亡診断補助加算		1,500円	150円	300円	450円
㉒	訪問看護情報提供療養費1	市町村若しくは都道府県又は 指定特定相談・ 指定障害児相談支援事業者	1,500円	150円	300円	450円
㉓	訪問看護情報提供療養費2	保育所・幼稚園、小学校、中学校、 高等学校等	1,500円	150円	300円	450円
㉔	訪問看護情報提供療養費3	保険医療機関、介護老人保健施設、 介護医療院	1,500円	150円	300円	450円
㉕	訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)		50円	5円	10円	15円
㉖	訪問看護ベースアップ評価料(I)	医療従事者に対する賃金改善体制がある場合	780円	78円	156円	234円
	訪問看護ベースアップ評価料(II)1~18		10~500円	1~50円	2~100円	3~150円

(2) 交通費

看護師等が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

交通費の種類		料金
交通費(1回につき)	通常の事業の実施地域	無料
	通常の事業の実施地域を越えた地点より 5キロメートル未満	220円
駐車代(コインパーキング)・有料道路代・電車代		実費相当額

(3) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日の午後5時30分までにご連絡があつた場合	無料
利用予定日の当日にご連絡があつた場合	8,550円
利用予定日の当日にご連絡がない場合	8,550円

(4) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

利用料の種類	要件等	料金
1時間30分を超過した延長 利用料	長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算を算定する日は除く	1,500円/30分ごと
休日、営業時間以外の訪問看護 利用料	重要事項説明書に記載された営業日以外、営業時間以外(夜間・早朝訪問看護加算又は深夜訪問看護加算を算定する日は除く)に訪問看護を行つた場合	500円/30分ごと
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行つた場合	11,000円 (税込み)

7 利用者負担額、その他の費用の請求方法及び支払方法

(1) 請求方法

- ①利用者負担額、その他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求します。
- ②請求書は、利用月の翌月10日頃までに利用者に送付します。

(2) 支払方法

下記の方法でお支払ください。

なお、お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管をしてください。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)

支払い方法	支払い要件等
口座振替	口座振替日 每月 28日 ※28日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日となります。

8 秘密の保持

- (1)従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- (2)利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報は用いません。
- (3)利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族や介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記損害賠償保険に加入しています。

保険会社名
東京海上日動火災保険株式会社

11 サービス提供に関する相談や苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。把握した内容をもとに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。苦情又は相談発生から、結果報告までの一連を記録します。

(2) 苦情相談窓口

担当	管理者 大木 久子
電話番号	042-713-1200
受付時間	午前9時00分～午後5時00分まで
受付日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月31日から1月3日までを除く)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

相模原市役所 地域包括ケア推進部 福祉基盤課 指定・指導班	042-769-9226
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係	045-329-3447

12 虐待の防止のための措置

事業者は、利用者の人権の擁護、尊厳の保持が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等を推進するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的(新入職時含む)に実施します。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

担当者： 大木久子

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

13 業務継続計画

事業所は、必要な看護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うことを目的に、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知を行うとともに、必要な研修及び訓練(新入職時含む)を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 身体的拘束等の適正化

事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15 感染症の予防及びまん延の防止

事業所は、当事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16 ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なサービスの提供を確保し、従業者の就業環境が害されることを防止する観点から、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 職場又は利用者等(家族・関係者含む)において行われる性的な言動・行動又は、優越的な関係を背景とした言動・行動等による著しい迷惑行為により、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確化し、従業者、利用者等に対し周知・啓発します。
- (2) 相談への対応のための窓口、担当者をあらかじめ定め、従業者に周知します。
- (3) マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取り組みを実施します。
- (4) メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して1人で対応させない等、被害者への配慮のための

取り組みを実施します。

17 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
直近の実施年月日	—
評価機関の名称	—
実施結果の開示状況	—

18 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1)看護師等はサービス提供の際、次の業務は行うことができません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ②利用者以外の家族のためのサービス提供

(2)看護師等に対する金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3)体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(4)利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道、電気、ガス等の費用は、利用者のご負担となります。

(5)介護保険法の規定により、訪問看護の給付を受けることができる時は、医療保険では行わないこととなっています。ただし、要介護者等であっても、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

- ①末期の悪性腫瘍の場合
- ②厚生労働大臣が定める疾病等の場合〔厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
(平27.3.厚労告95) (平30.3.厚労告78改正)〕
- ③急性増悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書を交付された場合
(指示の日から14日間を限度とする)
- ④精神科訪問看護指示書が交付された場合(認知症が主傷病である場合は除く)

19 その他運営に関する重要事項

(1)事業所は職員の資質向上のために以下の研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備します。

- ①採用時研修 採用後1月以内に実施する。
- ②継続研修 年1回以上実施する。

(2)この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団哺育会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

重要事項説明書の説明年月日

令和 年 月 日

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して重要事項を説明しました。

事業者	所在地	東京都台東区今戸2丁目26番15号	
	法人名	医療法人社団哺育会	
	代表者名	理事長 浪川 浩明	
	事業所名	訪問看護ステーション ルピナス	
	説明者氏名	大木 久子	印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意し、交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	